

第7回総合セキュリティ対策会議  
(平成15年8月20日)  
発言要旨

【平成15年上半期のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等について】  
(事務局より説明)

Blaster の被害については、現在もまだ進行中であるので、もう少しすると、全体像が把握できるのではないかと考えている。

今回のウィルスについて、様々な機関で情報交換をすべきではないか。

【平成14年度報告書案について】  
(事務局より説明)

当案を平成14年度報告書として承認する。

【今年度の運営について】

会議の回数が少ないと十分な議論が難しいので、増やす方向で検討していただきたい。

【官民で共有すべき情報について】

官民の情報共有に関し、法制度やスキームを整理し、現状で不足している面を明らかにすべき。他にも色々な切り口で問題点を整理して、論点を明らかにしていただきたい。

情報漏洩や個人情報などの場合は、ケースバイケースであること多いので慎重な検討が必要である。

自治体にとっては、危機管理の最悪のシミュレーションをしていただくと大変参考になる。

情報を提出する先によっては、躊躇する場合もあるのではないか。情報の正確性を担保することも含め、提供した情報が適切に管理されることが求められるので、誰がどのように情報を管理するのが重要である。

平常時における情報共有は、国民がネットワークを安全に利用していくために官側の情報提供をいかにしていくかということである。緊急時としては、昨今のワーム事案等への対応が挙げられるのではないか。

犯罪に至らないようなトラブル事案の場合、サイト運営者等からのIPアドレス等が開示されれば民事的に解決できることも多いので、免責等を検討し、情報開示を促進すべき。また、違法情報の通報者の保護についても検討すべきである。

情報を共有する目的や、情報をどのように利用するのかをまず明確にするべき。

(以上)